

## 参考資料

1. 用語解説
2. 山田町都市計画マスタープラン策定町民等委員会要綱
3. 山田町都市計画マスタープラン策定町民等委員会名簿
4. 山田町都市計画マスタープラン策定委員会規定
5. 山田町都市計画マスタープラン策定委員会名簿
6. 都市計画審議会名簿
7. 山田町都市計画マスタープラン策定経過

## 参考資料1 用語解説

### あ行

#### アクセス(p6, p83, p121)

:対象とする場所に近づくこと、またはそこに到る交通の便。

#### アクティビティ(p166)

:本来は「活動」という意味の英単語だが、観光の分野では、旅行先で行う体を使った遊びや体験型の観光を指す。

#### ICT(p79, p170)

:情報通信技術 (Information and Communication Technology)の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

#### アセットマネジメント(p109)

:現在ある社会インフラ等の資産を適正に評価し、それを将来に渡って安全かつ快適に維持するとともに、限られた財源等の資源を有効に活用し、適切な公共サービスを提供するためのシステム。

#### インバウンド(p110, p115, p118)

:本来は「外から中に入る」という意味の英単語だが、現代日本では、一般的に外国人が日本を訪れる旅行を指す。

#### 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(p46)

:津波災害を防止あるいは軽減する必要性が高い区域で、その都市機能を津波発生時においても維持するため、当該市街地の諸機能に係る施設を一団として一体的に整備に整備した施設。

#### エリアマネジメント(p140, p155, p156)

:地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取り組み。

#### オープンスペース(p135, p154)

:都市の中の公園・広場、河川やため池など、建物が建てられていないゆとりの空間。又は建物の周囲で自由に利用できる解放された空間。

### か行

#### 既存ストック(p1, p114, p116, p117, p118, p124, p140, p155, p172)

:これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物など。

#### 急傾斜地崩壊危険箇所(p23, p25)

:傾斜度 30° 以上、かつ高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所であり、平成 15 年の建設省通達により該当箇所が公表されている。

#### 協働によるまちづくり(p3, p169, p171)

:あらゆる市民が相互に連携し主体的にまちづくりに寄与していくこと。

#### 漁業集落防災機能強化事業(p143, p144)

:災害が発生した漁業集落において、安心・安全な住環境を確保するため、宅地の地盤嵩上、防災に資する避難道路や排水施設の整備等を行う事業であり、その費用の一部を国が補助する。

#### 景観行政団体(p138)

:景観法に基づき、景観に関する行為規制等の権限を行使する都道府県、指定都市、中核市。岩手県では、盛岡市、北上市、奥州市、一関市、遠野市、釜石市、陸前高田市、一戸町、平泉町の9市町が該当する。

#### 景観計画(p110, p138)

:景観法に基づき、景観行政団体が策定する良好な景観の形成に関する計画。策定することにより、景観計画区域内における建築物の建築等の行為の緩やかな規制や、景観協定の締結等を行うことができる。

#### KPI(p87)

:重要業績評価指標 (Key Performance Indicator)の略で、組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標。

#### グローバルゼーション(p79)

:地球的な規模で、人、もの、資本、情報などが様々な形で結びつくこと。

#### 交通結節点(p129, p153)

:鉄道駅など、交通機関相互の乗り継ぎや乗り換えが行われる場所や施設のこと。

#### コネクティビティ(p79)

:日本語で言う連携や連結性のことで、特に国土のブランドデザイン 2050 では、複数の地域間における人・モノ・情報の交流のことを意味する。

#### コミュニティ(p6, p79, p86, p94, p101, p105, p109, p132, p133, p144, p146, p147, p148, p150, p153, p158, p160, p161, p164, p167)

:住民同士の協力や結びつきによる地域の活動やまとまり。

### さ行

#### 災害危険区域(p42, P43, p112, p125, p132, p135, p149, p152, p160, p164, p166)

:津波や土砂崩れ等の危険が著しい区域であり、建築基準法に基づき地方公共団体が条例で指定する。指定区域内では建築物の建築が制限される。

#### 災害公営住宅(P14, p105, p114, p144, p150, p158, p161, p164)

:災害で住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活の確保のため、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住

宅。

#### 財政力指数(P41、p49、p59)

：市町村等の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

#### 産官学学金労言(p87)

：地方創生に取り組む際に中核となる連携体制を表す言葉であり、産＝産業界、官＝官公庁、学＝高等学校及び大学、金＝金融機関、労＝労働組合、言＝言論界を示す。

#### 三陸沿岸道路(p7、p8、p28、p31、p34、p44、p112、p114、p115、p121、p122、p125、p129、p130、p136、p140、p149、p155、p171、p173)

：高規格幹線道路である三陸自動車道(仙台市～宮古市)及び八戸久慈自動車道(八戸市～久慈市)、地域高規格道路である三陸北縦貫道路(宮古市～久慈市)の3道路を、東日本大震災の復興道路として一体的にまとめた総称。

#### 三陸縦貫自動車道(p4、p6、p7、p44、p49、p61、p63、p83、p93)

：仙台市の常磐自動車道を起点とし、宮古市に至る高規格幹線道路の当初名称。後の部分開通時に、「三陸自動車道」が一般名称となった。

#### 三陸復興国立公園(p138、p147、p154、p161、p167)

：被災した三陸地域の復興に資する目的で、昭和30年に指定された陸中海岸国立公園を基として、平成25年に創設された国立公園。北は青森県南部から南は宮城県牡鹿半島までの広大な海岸から構成されている。

#### ジオサイト(p138)

：ジオパークにおける、地質や地形、動植物などのジオパークを特色づける見どころ。

#### ジオパーク(p138)

：「大地の公園」を意味する言葉であり、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所。ユネスコの認定するユネスコ世界ジオパーク、日本ジオパーク委員会が認定する日本ジオパークの2種類があり、三陸ジオパークは日本ジオパークである。

#### GIS(p49)

：地理情報システム(Geographic Information System)のことで、様々な地理空間情報を重ね合わせて表示することができる。人工衛星、現地踏査などから得られたデータを、空間、時間の面から分析・編集することができ、科学的調査、土地、施設や道路などの地理情報の管理、都市計画などに利用されている。

#### 市街地の空洞化(p107)

：主に地方都市において、それまで賑わいの中心であつ

た中心駅前等の商店街が寂れ、空き店舗が次々に出てきて櫛の歯が抜けたように空洞が増えていく現象。

#### 社会資本ストック(p109)

：道路、下水道、公園、空港、ダムなど国民経済全体の基礎としてその円滑な運営を実現するため、毎年の公共投資によって形成されてきたストック。

#### 地すべり警戒区域(p23)

：地すべり等防止法に基づき、地すべりのおおそれが大きい土地などを国土交通大臣などが指定した区域であり、開発・建築行為が制限される。

#### 白地(地域)(p42、p83、p114、p125)

：都市計画区域および準都市計画区域内で、市街化区域のうち用途地域の定められていない地域。

#### 集落排水事業(p45、p133、p144)

：農業集落や漁業集落において、し尿及び生活雑排水を処理する汚水処理施設や雨水排水施設を整備する事業。

#### 上位計画(p119、p173)

：ある計画を検討あるいは策定する際、その計画が倣うべき、より上位に位置する計画。

#### (人口の)自然増減・社会増減(p12)

：自然増減とは出生及び死亡に伴う増減を指し、社会増減とは引越や移民に伴う転出と転入による増減を指す。

#### スーパー・メガリージョン(p79)

：令和9年のリニア中央新幹線の開通により、首都圏・中部圏・関西圏の三大都市圏を一体化させ、巨大経済圏を創造する計画。

#### ストックマネジメント計画(p132)

：インフラや公共施設などの機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法を示した計画。

#### 3R(p111)

：環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つのキーワード「Reduce(ごみを減らす)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(再資源化する)」の総称。

#### ソフト(p85、p98、p109、p115、p118、p135、p152)

：本来はコンピュータ上で動くプログラム等の利用技術のことだが、まちづくりや防災の分野では、施設などの物的なもの以外の利用及び運用などを示す。

## た行

#### ダイバーシティ(p79)

：日本語で言う多様性のことで、特に国土のグランドデザイン2050では、各地域の持つ個性や資源等を意味しており、それらに磨きをかけ活性化につなげることを掲げている。

#### 対流促進型国土(p79、p108)

:国土のグランドデザイン2050で目指すとされている、対流が全国各地でダイナミックに湧き起こる国土のことであり、ここで言う対流とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動きを意味する。

#### 地域公共交通網形成計画(p2、p78、p88、p107、p129)

:地方公共団体が交通事業者等との協議会を開催しつつ策定する計画で、まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載されている。

#### 地域商社(p87)

:特産品はもとより観光資源等も含めた地域資源を最大限に活用し、地域を丸ごと売り出すための企業や団体であり、民間事業者を主体に設立される。

#### 地域防災計画(p2、p78、p94、p98、p107、p136)

:災害対策基本法に基づき、地方自治体が策定する防災に関する基本的な計画であり、防災のために処理すべき業務などを具体的に定められている。

#### 津波復興拠点整備事業(p46、p48、p149、p150、p152)

:津波により被災した地域の復興を先導する拠点となる、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を整備する事業。

#### 定住自立圏(p108)

:地方圏において形成する、安心して暮らせる地域を指す。これにより地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもライフスタイルなどに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出する構想を、定住自立圏構想と称する。

#### TPP(p110)

:環太平洋パートナーシップ協定(Trans-Pacific Partnership Agreement)の略であり、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした、多角的な経済連携協定(EPA)。

#### 特定空家(p99)

:空家のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあると認められる空家であり、市町村が指定する。

#### 土地区画整理事業(p7、p8、p44、p46、p48、p49、p83、p112、p114、p118、p128、p132、p133、p143、p144、p146、p147、p149、p150、p152、p153、p157、p158、p160)

:土地区画整理法に基づき、土地所有者などから土地の一部の提供を受け(減歩)、道路や公園などの公共施設の整備を図る。これにより、宅地の利用が増進し、良好な市街地の整備が図られるもの。

#### 都市計画区域(p2、p3、p4、p7、p16、p23、p25、p26、

#### p27、p56、p78、p83、p84、p112、p114、p142)

:都市計画法、その他の法令の規制を受ける土地の範囲であり、自然的、社会的条件等を勘案して、設定される。

#### 都市計画区域マスタープラン(p2、p78、p83、p107)

:都市計画法で規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(第6条の2)のことであり、県が広域的観点から、都市計画区域における将来人口や土地利用方針、公共施設整備などについて、将来の見通しや目標を示し、将来のまちづくり方向性を定めたものである。具体的には、都市計画の目標、都市計画の決定の方針、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針等が定められる。

#### 都市計画決定(p2、p44、p45、p46)

:地域地区、都市施設、市街地開発事業などのさまざまな都市計画を正式に決定すること。

#### 都市計画公園(p46、p49、p132、p133、p144、p150、p153)

:都市計画法によって定められた公園であり、防災や避難場所の確保など都市が抱える課題の解決をはかると同時に、緑地が環境保全や住民の健康、文化的な生活に欠かせないものであるという観点から整備を目指すもの。

#### 都市計画道路(p4、p7、p44、p49、p129、p130、p153)

:都市計画法によって定められた道路のこと。都市計画道路として指定されている区域では、容易に移転または除去できる建物は許可を得て建てることができる。

#### 土石流危険溪流(p23、p27)

:土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある溪流であり、都道府県が行う土砂災害危険箇所基礎調査によって認定される。

### な行

#### ネットワーク(p7、p28、p79、p80、p83、p86、p88、p93、p95、p101、p102、p105、p107、p108、p114、p115、p116、p118、p120、p122、p124、p144、p150、p167、p172)

:一般的には網状につなげた構成及びシステムのことだが、まちづくりの分野では、道路などが単独ではなく相互に有機的に接続していることを示す。

### は行

#### ハード(p98、p109、p152)

:本来はコンピュータのシステムを構成する物理的な機械装置のことだが、まちづくりや防災の分野では、道路や公園をはじめとした物的な施設・設備のことを示す。

## ハザードマップ(p23、p135、p154、p156)

:被害予想地図のことであり、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

## PFI(p172)

:Private Finance Initiative の略で、公共事業において民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設や維持管理・運営等を行う手法。

## PDCA(p82)

:業務などの継続的改善手法に用いられる4段階である「Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)」の総称。

## PDCA サイクル(p87)

:業務などの継続的改善手法であり、Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

## 復興整備計画(p18、p154)

:地方公共団体が策定する、復興に向けたまちづくり・地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等のための各種事業を記載した計画。

## 復興事前準備(p109)

:平時から災害が発生した際のことを想定し、復興に資するソフト的対策を事前に準備する取組。

## 防火・準防火地域(p135、p154)

:建築密度の高い市街地において、火災の危険を排除することを目的として定める地域。

## 防災集団移転促進事業(p19、p114、p125、p126、p149、p152、p153、p157、p158、p160、p163、p164、p166、p168)

:災害が発生した地域や災害危険区域のうち、居住に適当でないと認められる区域内にある住居を集団的に移転する事業。市町村が移転促進区域を設定し、移転先住宅地の用地取得と造成、移転者への助成などを行い、その費用の一部を国が補助する。

## ま行

## MICE(p110)

:企業等の会議(Meeting)、企業などの研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・学会などの国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語であり、これらビジネスイベントの総称。

## まちづくり協議会(p170)

:自治会やその連合会、各種市民団体やボランティア有志などで構成される、まちづくりに関する話し合いの

場。

## や行

## UJターン(p87)

:地方への人口還流現象のうち、Uターン(地方から都市へ移住したあと、再び地方への移住)、Jターン(都市から地方への移住)、Jターン(地方から大規模な都市への移住後、地方近くの中規模な都市への移住)の総称。

## 用途地域(p16、p18、p42、p125)

:都市計画法及び建築基準法に基づき、住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、密度及び形態などに関する制限を設定することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るもの。

## ら行

## ライフステージ(p125)

:人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

## 立地適正化計画(p80、p107、p172)

:都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして市町村が策定する法定計画。全国的な少子・高齢化社会を迎え、子育て世代や高齢者にとって安心できる健康で快適な生活環境の継続的な実現、財政面及び経済面において持続可能な都市経営の実現が課題となっている中、コンパクトなまちづくりを推進するため、国土交通省により立地適正化計画の制度が創設された。

## レジリエンス(p79)

:日本語で言う「変化に対処する能力」のことで、特に都市計画や防災の分野では、災害への粘り強しなやかな対応を意味する。

## 連携中枢都市圏(p108)

:地域を維持するため、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクトネットワークにより「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会において一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点。

## 参考資料2 山田町都市計画マスタープラン策定町民等委員会要綱

令和元年5月21日告示第2号

改正

令和2年3月31日告示第51号の2

山田町都市計画マスタープラン策定町民等委員会要綱

(設置)

第1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する町の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）に関し意見を求めるため、山田町都市計画マスタープラン策定町民等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの案の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び各種団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者

(任期)

第4 委員の任期は、町長が委嘱した日から都市計画マスタープランの策定が完了し、公表した日までとする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する

委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、町長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

前 文 (抄) (令和2年3月31日告示第51号の2)

令和2年4月1日から施行する。

参考資料3 山田町都市計画マスタープラン策定町民等委員会名簿

区 分	団 体 名	役 職 ・ 氏 名	備 考
学識経験者	国立大学法人 岩手大学	農学部准教授 三宅 諭	学識経験者
関係機関・各種 団体の役職員	山田町商工会	会長 阿部 幸榮	商工業
	山田漁業協同組合連合会	副会長理事 湊 謙	水産業
	新岩手農業協同組合	山田支所支所長 山本 太	農業
	一般社団法人 山田町観光協会	会長 川石 睦	観光
	一般社団法人 岩手県建築士会	宮古支部副支部長 佐々木 實行	建築
	山田町婦人団体協議会	会長 後藤 夕香里	女性団体
	岩手県北自動車株式会社	宮古地区統轄長 佐々木 隆文	交通事業者
	三陸鉄道株式会社	代表取締役社長 中村 一郎	交通事業者
関係行政機関の職員	岩手県県土整備部都市計画課	計画整備担当課長 田家 清子	県都市計画担当
公募委員		中村 きの	町民代表

任 期 令和元年7月29日から山田町都市計画マスタープランの策定が完了し、公表した日まで

計 11名

## 参考資料4 山田町都市計画マスタープラン策定委員会規定

令和元年5月21日訓令第1号

改正

令和2年3月31日訓令第8号

### 山田町都市計画マスタープラン策定委員会規程

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する町の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定にあたり必要な事項を協議するため、山田町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は山田町副町長事務分担規程（平成25年山田町訓令第3号）第3条第2号に規定する副町長を、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員は、技監及び課長（これに準ずるものを含む。）の職にある者のうちから町長が任命する。ただし、他の執行機関の職員を委員に命ずる場合は、当該執行機関と協議して行うものとする。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第8号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料5 山田町都市計画マスタープラン策定委員会名簿

役 名	所 属 課 等	職 名	氏 名
委 員 長		副 町 長	吉 田 雅 之
副 委 員 長		副 町 長	甲 斐 谷 芳 一
委 員		教 育 長	佐々木 茂 人
委 員		技 監	赤 石 広 秋
委 員	総 務 課	課 長	昆 健 祐
委 員	財 政 課	課 長	芳 賀 道 行
委 員	復 興 企 画 課	課 長	川 守 田 正 人
委 員	水 産 商 工 課	課 長	野 口 伸
委 員	農 林 課	課 長	佐々木 幸 博
委 員	建 設 課	課 長	佐 藤 篤 人
委 員	上 下 水 道 課	課 長	中 屋 佳 信
委 員	税 務 課	会 計 管 理 者	古 舘 隆
委 員	長 寿 福 祉 課	課 長	武 藤 嘉 宜
委 員	町 民 課	課 長	川 口 徹 也
委 員	健 康 子 ども 課	課 長	濱 登 新 子
委 員	学 校 教 育 課	教 育 次 長	箱 山 智 美
委 員	生 涯 学 習 課	課 長	加 藤 紀 彦
委 員	議 会 事 務 局	事 務 局 長	福 士 雅 子
委 員	消 防 防 災 課	課 長	福 士 勝
委 員	都 市 計 画 課	課 長	鳥 居 義 光
20名			

参考資料6 山田町都市計画審議会名簿

区分	団体名	役職・氏名	備考
学識経験者	山田漁業協同組合 連 合 会	代表 理事会長 生駒 利治	
	新 岩 手 農 業 協 同 組 合	理 事 佐藤 清悦	
	山 田 町 商 工 会	専 務 理 事 山崎 淳一	
	山 田 町 農 業 委 員 会	会 長 職 務 代 理 者 佐々木 茂	
町議会議員	山 田 町 町 議	議 員 阿部 幸一	
	山 田 町 町 議	議 員 菊地 光明	
関係行政機関	宮古地区広域行政組合 山 田 消 防 署	署 長 福士 勝	
岩手県職員	岩手県沿岸広域振興局 土木部宮古土木センター	所 長 君成田 忠伸	
公募委員	町 民	坂本 良一	
	町 民	堀合 俊郎	

任 期 令和元年12月1日から令和3年11月30日まで

## 参考資料7 山田町都市計画マスタープラン策定経過

〔令和元年度〕

令和元年 4月1日～15日	山田町都市計画マスタープラン改訂に関する町民意向調査
7月8日	第1回策定委員会
9月26日	第1回策定町民等委員会
令和2年 1月22日	第2回策定委員会
1月31日	第2回策定町民等委員会

〔令和2年度〕

令和2年 6月3日	第3回策定委員会
6月9日・7月20日	高校生を対象としたwebアンケート調査
7月1日	第3回策定町民等委員会
8月28日	第1回都市計画審議会
10月30日	第4回策定委員会
11月27日	第4回策定町民等委員会
12月21日	第2回都市計画審議会
令和3年 1月18日～2月16日	住民意見募集（パブリックコメント）
1月26日～29日	住民説明会（4箇所）
2月12日	議会全員協議会
2月22日	第5回策定町民等委員会
3月23日	第3回都市計画審議会

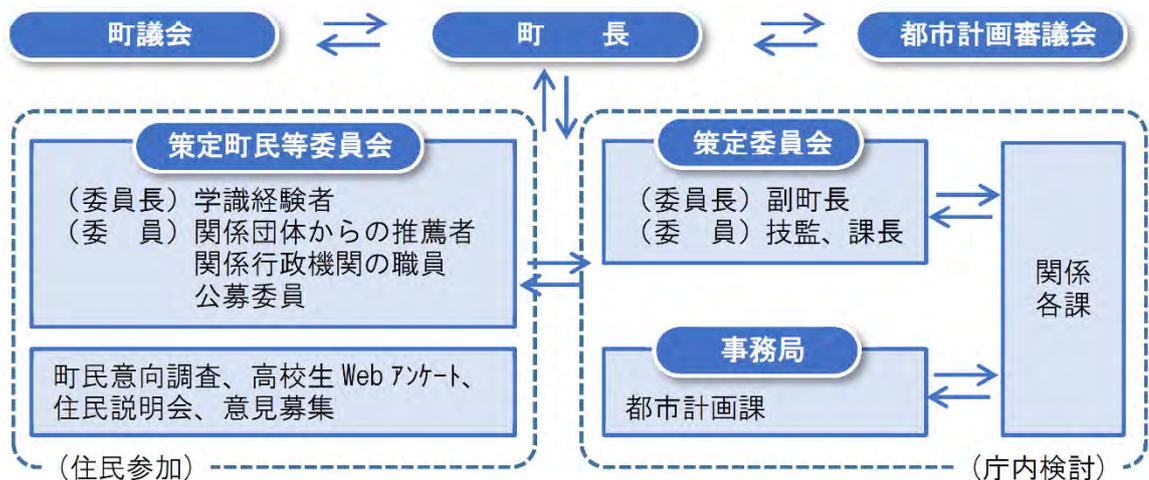


図 策定町民等委員会及び策定委員会の構成

策定 2021年（令和3年）3月  
発行 岩手県山田町  
編集 山田町都市計画課  
TEL 0193-82-3111 FAX 0193-82-4989  
ホームページアドレス  
<https://www.town.yamada.iwate.jp/>



